

諮問第648号
環自野発第2609083号
令和8年9月8日

中央環境審議会
会長 大塚 直 殿

環境大臣
石原 宏 高
（公印省略）

国指定鳥獣保護区の変更及び同特別保護地区の指定について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第28条第9項及び第29条第4項において準用する法第3条第3項の規定に基づき、下記国指定鳥獣保護区の変更及び同特別保護地区の指定について、貴審議会の意見を求めます。

記

- ・ 国指定仙台海浜鳥獣保護区の変更
- ・ 国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区の指定
- ・ 国指定仙台海浜鳥獣保護区井土浦特別保護地区の指定
- ・ 国指定仙台海浜鳥獣保護区広浦特別保護地区の指定
- ・ 国指定屋我地鳥獣保護区の変更
- ・ 国指定屋我地鳥獣保護区屋我地特別保護地区の指定

以上

中環審第 1428 号
令和 8 年 9 月 9 日

中央環境審議会 自然環境部会
部会長 中村 太士 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公 印 省 略)

国指定鳥獣保護区の変更及び同特別保護地区の指定について（付議）

令和 8 年 9 月 8 日付け諮問第 648 号、環自野発第 2609083 号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。